

平成 28 年 3 月の市民の声（全 4 通のうち 4 通）

市民の声の内容と、そのお返事の一部を紹介します。

◇犬のフンについて

【ご意見・ご提案など】

初めての投稿なのでうまく伝えられないかもしれませんが、気持ちが伝われば幸いです。

毎年のことですが、道路上や側溝のフタの上などに犬のフンがあり、そこは小学生や中学生、高校生も通るところなので気になってしょうがありません。

市役所に電話したら、看板を立てることになり、立てました。しかし、看板の前にも犬のフンが落ちていて、日ごとに数や量が増して放置されている状態です。

ある日観察してみると、色々な人が犬を連れて通っています。人間の視線は遠くを見ていて、犬の方には気を配っていない様子。犬がフンをしたのか尿をしたのかも見ていません。中には、片付ける用具さえ持っていない人もいます。（中略）

実際に見て感じたことですが、飼い主のマナーや常識がないように思います。なので、条例を作り、基本的に犬の散歩は禁止し、必要のある時は自分の敷地内での散歩に限定すべきと思います。少し厳しい条例を、南魚沼市で作らないといけないと思います。是非条例を作り、道路を歩いている犬のフンなどない南魚沼市にしてもらいたいと思います。

畑に種を撒いた後に、野良猫に掘り返されて植えなおしたことも何回かありました。野良猫対策の方も、よろしくお願いします。

（平成 28 年 3 月 4 日）

【お返事】

ご指摘のとおり、市内には社会マナーを欠いた犬の飼い主がおり、フンに関する苦情も寄せられております。

市ではその対策として、犬飼養者の社会マナー徹底の啓発活動に努めており、市ウェブサイトの記事を掲載するほか、狂犬病予防集合注射時に啓発チラシを配布するなど、犬飼養者に周知をしております。ご承知のとおり、犬のフン被害の多い場所には、行政区長を通じて啓発看板も設置しております。

また、「新潟県動物の愛護及び管理に関する条例」第 4 条では、飼い主が努めなければならない基本事項として「汚物及び汚水を適正に処理し、施設内外を常に清潔にすること」「公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損

傷させないこと」が定められており、県と相互協力しながら犬のフン被害の撲滅に努めているところであります。

ご意見にありました「犬の散歩禁止」につきましては、「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準」（総務省）に健康及び安全の保持として「犬の所有者又は占有者は、犬の種類、発育状況、健康状態等に応じて適正な運動をさせるように努めること」とあるように、適宜散歩させることが明記されております。また、散歩をしないとストレスが溜って遠吠えや夜泣きをするなどの新たな被害が発生する可能性もあることから、現実的に難しいものと解されます。市では引き続き啓発活動を促進してまいりますので、ご理解をお願いします。

野良猫対策につきましても、同様に「野良猫にはエサを与えない」「猫の室内飼育」「不妊去勢手術の励行」など、市ウェブサイトへの記事掲載やチラシ配布など啓発活動に努めているところであり、併せてご理解をお願いします。

（担当：環境交通課）

問合せ：秘書広報室 ☎773-6658

◇職員副業について

【ご意見・ご提案など】

市の職員の方は、副業をやってよいのでしょうか。市民の税金で給料を貰っているのですから、市民としては市の仕事に責任を持って取り組んで欲しいのが一番です。

保育園の職員が、別の仕事で働いているところを見ました。その方を見かけると、ちらほら声を聞きます。

子供を預ける所ですから、あまり良い印象ではありません。安心して預ける事もできません。保育園の印象もよくはないと思います。

上司の許可があるのなら何も言えませんが、副業がよいならば、人目に付きにくい所とか、もう少し考えて働いてほしいと思います。

(平成 28 年 3 月 8 日)

【お返事】

職員は、地方公務員法の規定により、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする私企業を営む会社等の役員の地位を兼ねたり、自ら営利を目的とする私企業を営んだり、または報酬を得ていかなる事業、事務にも従事してはならないとされています。

職員は、法の規定により職務専念義務として「職務の遂行に専念し、勤務時間および職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」とされています。こうしたことから臨時・非常勤職員の場合と違い、地域の消防団に入団する場合や、家業の農業を行う場合などが許可の主な内容となっています。

ご意見にあった保育園勤務の職員は臨時・非常勤職員であり、この場合、「営利企業等に従事する内容の許可については、公務に支障をきたしたり、公務の信用を失墜させたりするなどの恐れがないよう十分留意しつつ、臨時・非常勤職員の勤務形態等を勘案し、必要に応じて弾力的な運用を行うことが可能である」とされています。(今回のケースは、この弾力的な運用に該当します)

いずれにしましても、職員は全体の奉仕者として市民の皆さまの期待や信頼に応えるため、法令の遵守はもとより南魚沼市職員として自覚を持って行動することが当然であります。

今後も市民の皆さまへのより良いサービス提供に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

(担当：秘書広報室)

問合せ：秘書広報室 ☎773-6658

◇議会傍聴者への対応について

【ご意見・ご提案など】

市政への意見・要望・提案として、事務局の方にお問い合わせ致します。

議会を傍聴するため、3月8日の午前中に行きました。受付には電気もついていなくて、うすぐらい中で用紙に名前を書き箱に入れましたが、座順表もなく資料もありませんでした。

知り合いの傍聴者が、自分の資料として手に持っておられたものを私に手渡して下さいました。後に来た人も、同じように資料を持っていませんでした。

ただ話を聞いているだけではなく、資料があった方が良いのはあたりまえのことです。たくさん用意しておいて下さい。

お茶の用意もありましたが、湯飲み茶わんがなく飲めませんでした。たくさん用意しておいたらどうでしょう。市民が足を運んでいくんですから、それぐらいはしていただきたいと思います。市民サービスも大事なことと思います。

(平成28年3月10日)

【お返事】

市議会を傍聴いただき、ありがとうございます。また、不手際が重なりましたことを、お詫び申し上げます。

一般質問の通告書、議席図、湯茶につきましては、十分な部数・量を用意し、同様の事態が起こらぬよう努めます。

傍聴受付の電気スタンドは、これまで傍聴者からスイッチを入れて利用していただく方式でした。ご指摘を受け、議会開催中はずっと点灯するか、省エネルギーのためにもっと良い方法があるかについて、検討させていただきます。

(担当：議会事務局)

問合せ：秘書広報室 ☎773-6658

◇本庁舎の駐車場について

【ご意見・ご提案など】

3月8日、はじめて議会の話が聞きたくて市役所に行きましたが、駐車場がいっぱいで車が止められませんでした。せっかく行ったのに、すっごく残念でした。

どうして、もっと車がたくさん止められるようにしておかないのですか。職員が他に止めるとか、駐車場がないからって他にも戻った人がいました。

私達の車の他にも、ぐるぐる駐車場をまわっておくところをさがしていました。車のおく場所を、考えてもらいたいと思いました。

こんど、また行こうと思っています。

(平成 28 年 3 月 23 日)

【お返事】

ご来庁いただいた際にご不便をおかけし、申し訳ありませんでした。

今年度は小雪であったため、例年実施していた3月議会中の職員車両を移動させる措置を行いませんでした。

今後は、議会開催中は駐車スペースが不足すると予測して、職員車両を庁舎外の駐車場に移動するなどの対策を検討し、来庁者用駐車場の確保に努めます。

(担当：財政課)

問合せ：秘書広報室 ☎773-6658